

令和2年度使用教科用図書代替教材掲載補償金額

I 言語の著作物

言語の著作物を著作権法第33条の2第1項の教科用代替教材に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用代替教材のそれぞれについて、当該著作物の種類及び当該教科用代替教材の発行部数に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
		第一種	国内	17,930	18,480	19,250	19,800	20,680	21,230
	国外	16,300	16,800	17,500	18,000	18,800	19,300	20,000	20,500
第二種	国内	11,880	12,320	12,870	13,200	13,750	14,080	14,630	15,070
	国外	10,800	11,200	11,700	12,000	12,500	12,800	13,300	13,700
第三種	国内	7,150	7,370	7,700	7,920	8,250	8,470	8,800	9,020
	国外	6,500	6,700	7,000	7,200	7,500	7,700	8,000	8,200
第四種	国内	1,650	1,760	1,760	1,870	1,980	1,980	2,090	2,090
	国外	1,500	1,600	1,600	1,700	1,800	1,800	1,900	1,900

発行 種類	部数	8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
		第一種	国内	
	国外	21,300	21,800	
第二種	国内	15,620	15,950	
	国外	14,200	14,500	
第三種	国内	9,350	9,570	
	国外	8,500	8,700	
第四種	国内	2,200	2,200	
	国外	2,000	2,000	

中学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
		第一種	国内	17,050	17,600	18,480	19,030	19,800	20,350
	国外	15,500	16,000	16,800	17,300	18,000	18,500	19,300	19,800
第二種	国内	11,330	11,770	12,320	12,650	13,200	13,530	14,080	14,520
	国外	10,300	10,700	11,200	11,500	12,000	12,300	12,800	13,200
第三種	国内	6,820	7,040	7,370	7,590	7,920	8,140	8,470	8,690
	国外	6,200	6,400	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	7,900
第四種	国内	1,540	1,650	1,760	1,760	1,870	1,870	1,980	1,980
	国外	1,400	1,500	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800

発行 種類	部数	8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
		第一種	国内	
	国外	20,500	21,000	
第二種	国内	15,070	15,400	
	国外	13,700	14,000	
第三種	国内	9,020	9,240	
	国外	8,200	8,400	
第四種	国内	2,090	2,200	
	国外	1,900	2,000	

高等学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
		第一種	国内	16,280	17,050	17,600	18,480	19,030	19,580
	国外	14,800	15,500	16,000	16,800	17,300	17,800	18,500	19,000
第二種	国内	10,780	11,330	11,770	12,320	12,650	12,980	13,530	13,970
	国外	9,800	10,300	10,700	11,200	11,500	11,800	12,300	12,700
第三種	国内	6,490	6,820	7,040	7,370	7,590	7,810	8,140	8,360
	国外	5,900	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,400	7,600
第四種	国内	1,540	1,540	1,650	1,760	1,760	1,870	1,870	1,980
	国外	1,400	1,400	1,500	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800

発行 種類	部数	8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
		第一種	国内	
	国外	19,800	20,300	
第二種	国内	14,520	14,850	
	国外	13,200	13,500	
第三種	国内	8,690	8,910	
	国外	7,900	8,100	
第四種	国内	1,980	2,090	
	国外	1,800	1,900	

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 第一種とは、教科用代替教材に掲載された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。
- 第二種とは、詩及び教科用代替教材に掲載された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第三種とは、教科用代替教材に掲載された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。
- 第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。
- 国語文をローマ字により掲載する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。
- 翻訳され又は翻案された著作物を教科用代替教材に掲載する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

II 音楽の著作物

音楽の著作物を教科用図書代替教材に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用図書代替教材のそれぞれについて、当該教科用図書代替教材の発行部数に応じ、歌詞

小学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
		補償金 の額	国内	2,420	2,420	2,530	2,530	2,640	2,640
	国外	2,200	2,200	2,300	2,300	2,400	2,400	2,500	2,500

発行 種類	部数	8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
		補償金 の額	国内	
	国外	2,600	2,600	

中学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
		補償金 の額	国内	2,310	2,310	2,420	2,420	2,530	2,530
	国外	2,100	2,100	2,200	2,200	2,300	2,300	2,400	2,400

発行 種類	部数	8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
		補償金 の額	国内	
	国外	2,500	2,500	

高等学校用

(単位：円)

発行 種類	部数	千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
		補償金 の額	国内	2,310	2,310	2,420	2,420	2,530	2,530
	国外	2,100	2,100	2,200	2,200	2,300	2,300	2,400	2,400

発行 種類	部数	8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
		補償金 の額	国内	
	国外	2,500	2,500	

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

Ⅲ 美術の著作物・写真の著作物

発行された美術の著作物又は発行された写真の著作物を教科用代替教材に掲載する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用代替教材のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様及び当該教科用代替教材の発行部数に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ		千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
1ページ 大	国内	2,750	2,970	3,190	3,410	3,630	3,850	4,070	4,290
	国外	2,500	2,700	2,900	3,100	3,300	3,500	3,700	3,900
1/2ページ 大	国内	1,430	1,540	1,650	1,760	1,870	1,980	2,090	2,200
	国外	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000
1/4ページ 大以内	国内	660	660	770	770	880	880	990	990
	国外	600	600	700	700	800	800	900	900

発行部数 大きさ		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
1ページ 大	国内	4,510	4,730	
	国外	4,100	4,300	
1/2ページ 大	国内	2,310	2,420	
	国外	2,100	2,200	
1/4ページ 大以内	国内	1,100	1,100	
	国外	1,000	1,000	

中学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ		千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
1ページ 大	国内	2,750	2,970	3,190	3,410	3,630	3,740	3,960	4,180
	国外	2,500	2,700	2,900	3,100	3,300	3,400	3,600	3,800
1/2ページ 大	国内	1,430	1,540	1,650	1,760	1,870	1,870	1,980	2,090
	国外	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,700	1,800	1,900
1/4ページ 大以内	国内	660	660	770	770	880	880	880	990
	国外	600	600	700	700	800	800	800	900

発行部数 大きさ		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
1ページ 大	国内	4,400	4,620	
	国外	4,000	4,200	
1/2ページ 大	国内	2,200	2,310	
	国外	2,000	2,100	
1/4ページ 大以内	国内	990	1,100	
	国外	900	1,000	

高等学校用

(単位：円)

発行部数 大きさ		千部未満	1千部以上 2千部未満	2千部以上 3千部未満	3千部以上 4千部未満	4千部以上 5千部未満	5千部以上 6千部未満	6千部以上 7千部未満	7千部以上 8千部未満
1ページ 大	国内	2,640	2,750	2,970	3,190	3,410	3,520	3,740	3,960
	国外	2,400	2,500	2,700	2,900	3,100	3,200	3,400	3,600
1/2ページ 大	国内	1,320	1,430	1,540	1,650	1,760	1,760	1,870	1,980
	国外	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,600	1,700	1,800
1/4ページ 大以内	国内	660	660	660	770	770	770	880	880
	国外	600	600	600	700	700	700	800	800

発行部数 大きさ		8千部以上 9千部未満	9千部以上 1万部未満	※1万部以上2万部未満以降の補償金額については、教科用図書と同額。
1ページ 大	国内	4,070	4,290	
	国外	3,700	3,900	
1/2ページ 大	国内	2,090	2,200	
	国外	1,900	2,000	
1/4ページ 大以内	国内	990	990	
	国外	900	900	

備考

- 「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。
- 「1ページ大」とは、一の著作物を2分の1ページを超え、1ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「2分の1ページ大」とは、一の著作物を4分の1ページを超え、2分の1ページ以内の大きさで掲載する場合をいい、「4分の1ページ大以内」とは、一の著作物を4分の1ページ以内の大きさで掲載する場合をいう。
- 写真の著作物において美術の著作物が複製されている場合に当該写真の著作物を教科用図書代替教材に掲載するときの補償金の額は、当該写真の著作物の著作権及び当該美術の著作物の著作権が共に存する場合には、当該写真の著作物及び当該美術の著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

IV その他の著作物

言語の著作物、音楽の著作物、発行された美術の著作物及び発行された写真の著作物以外の著作物を教科用図書代替教材に掲載する場合の補償金の額は、通常の使用料の額に相当する額又は通常の使用料の額に相当する額の範囲内において当該著作物を教科用図書代替教材に掲載する者及び当該著作物の著作権者が協議して定める額とする。